

裁判を受ける権利と通訳を求める権利 : コ モンロー諸国における捜査通訳, 法廷通訳

EBASHI, Takashi / 江橋, 崇

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

87

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

21

(終了ページ / End Page)

75

(発行年 / Year)

1990-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006971>

裁判を受ける権利と通訳を求める権利

— コモンロー諸国における捜査通訳、法廷通訳 —

江 橋 崇

序

日本に居住する外国人の数が急増するにつれて、彼らが関係する刑事事件の数も急増している。排外主義的な閉め出し論者は、外国人の増加は治安を悪化させるという論理を組み立てようとしているが、現状では、外国人住民の犯罪発生率は日本国民の場合を下回っており、治安悪化論は正鵠を得た議論とは言えない。しかし、外国人の数が多くなれば、関係する犯罪事件の絶対数が多くなるのは不可避である。

日本の法制度は、ながいあいだ、もっぱら日本国民を対象にしてきた。そこで、外国人住民、とくにアジア系外国人労働者のひき起こす問題には対応策が準備されていない。そのために、外国人の被疑者、被告人は、さまざまな摩擦を引き起こしている。このような場合に、日本社会が取る態度は、伝統的に、異質なものの排除、それがかなわ

裁判を受ける権利と通訳を求める権利（江橋）

いときはいじめ、いびり、そして「しかと」(黙殺)である。このところ、アジア系の外国人被疑者、被告人の人権が不当に侵害された事例をよく聞く。刑事裁判の世界でいえば、微罪逮捕、微罪起訴、拘留中の各種のいじめ、弁護人選任の困難さなどから、行刑、退去強制の関係まで、この数年間にさまざまな問題が生じている。

だが、なんといっても、外国人の被疑者、被告人がかかえている最大の問題は、日本語の理解が十分でない外国人を処遇するノウハウに欠けた司法によって、言語のハンディキャップに基づいて不当に差別される点であろう。とくに、捜査段階と公判廷での通訳が適切に行われないと、彼らは眼前で進行している作業の意味が理解できなくなり、自らの防衛のチャンスを逸することになる。当事者主義の訴訟法構造は、こうした場合に冷酷に作用する。

本稿は、この、捜査通訳、法廷通訳の問題について、比較的経験を多く積んでいるイギリスとアメリカ、それにカナダ、オーストラリア、南アフリカといったコモンロー諸国を取り上げて、その実状を検討する。後に具体的にみるように、これらの国では、もともと、支配的な言語に通じていない先住民族の者の処遇という問題があり、いくつかの先例もできていたうえに、一九六〇年代以降に、ひとつには外国人住民の急増という社会的な事情があったために、また、聴力障害や発声困難などの障害者の差別問題を取り扱う運動の盛り上がりによって、法廷で先住民族、少数民族の者や外国人(以下、外国人らと表記)が言葉のハンディキャップから不利に扱われないように、彼らの人権を重視する立法、判例の動きがみられるようになった。こうした実例の紹介は、日本における問題検討のために、なにがしかの資料を提供することができるのではないだろうか。

第一章 法廷外で通訳を介在させて得られた供述、証拠の取扱

はじめに

捜査段階で、外国人らから供述を得ようとするときに、もしその者が司法手続きで通常使用されている言語（裁判言語）に通じていれば、その言語で取調べを行うことができる。今日までの所、外国人らに、自分の選択する言語（母語）で取調べを受ける権利を保障した立法例を知らない。また、国際人権法でも、そこまでは保障されていない。⁽¹⁾しかし、多くの場合に、外国人らは裁判言語をまるで理解しないか、不十分にしか理解していない。この場合には、通訳を介在させて取調べを行うことになる。その際に、言語にハンディキャップのある者が不利に扱われないようにするには、大別して二通りの手だてが考えられる。

第一の手だては、外国人らの被疑者に公費の通訳を求める権利を認め、他方、司法当局に通訳配置の義務を負わせるやり方である。この発想の代表例は、被疑者が逮捕されたときの権利を扱っている国際自由権規約九条である。その第二項は、「逮捕される者は、逮捕の時に、その理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる」と定めている。

この条文は、当時すでに成立していたヨーロッパ人権条約の五条二項の規定に由来する。同条は「逮捕されている者は何人も、速やかに、自己の理解する言語で、逮捕の理由ならびに自己に対する被疑事実を告げられなければならない

⁽¹⁾ 裁判を受ける権利と通訳を求める権利（江橋）

ない」となっており、両者はよく似ている。

ところが、ヨーロッパ人権条約のほうには、「自己の理解する言語で」という言葉があり、捜査段階の取調べで被疑者の理解できる言葉を使用すべき点が明確に示されている。一方、人権規約の草案にはこの言葉がなかったため、国際人権規約の審議過程では、オランダから、ヨーロッパ人権条約と同趣旨で「その理解する言語で」という言葉を追加挿入する提案がなされた。他の諸国は、この言葉を加えるまでもなく、もともとそういう意味であると理解していたので、この修正は採択されるにはいたらなかった。

第二の手だては、適正な通訳のつかない状態で得られた供述などを、証拠法上で問題にし、通訳が不十分なし不適切であったときには、その供述の証拠能力を否定するという方策である。日本国憲法が三六条で拷問を絶対的に禁止したうえで、三八条二項で拷問によって得られた証拠の証拠能力を否定した、二重構造の保障の形に似ている。

コモンロー諸国の場合には、この面での判例の蓄積になかなか興味溢れるものがある。コモンローの法体系では、被告人に新しい権利を付与するよりは、手慣れた証拠法の操作によって問題を解決するほうがやりやすいのであろう。それを以下で具体的に検討してみたい。

(一) 2332/64: Recueil 21. Compare 808/60: 5 Yearbook 124. J. E. S. Fawcett, *The Application of the European Convention on Human Rights*, (1987) p. 199.

第一節 イギリス

イギリスでは、捜査通訳にかかわる問題は、伝聞証拠排除原則をどこまで適用するかというレベルで処理される。

これを取り上げた制定法はないし、関連判例も数多いとは言えないが、基本的には問題は解決しているとみられている。イギリスは大英帝国の時代から、世界中に植民地を持ち、英語の理解できない人間の出入りも多かった。英語の理解できない外国人の刑事事件は相当存在したと思われるが、言語の不通を改善しようとする対策は個々の裁判で異なっていて、先例に合わせて統一のルールを形成しようとする努力も見られなかった。適正な通訳を求める被疑者の権利という問題の所在が自覚されるには、やはり、外国人の人權に関する自覚の高まった、二〇世紀という「時代」を必要としていたのであろう。

今日のイギリスでは、通訳を介在させた捜査段階での供述については、当該の通訳人が法廷で証人になり、記憶に基づいて、被疑者などの発言と、英語への翻訳とを証言するのが原則とされている。そのためには、通訳人が記憶を喚起できるように、調書ないしメモを参照することが許される。

こうした実務を生んだ指導的な判例は、アタード事件判決とよばれる一九五八年の中央刑事裁判所判決である。⁽¹⁾これは、殺人罪で起訴されたマルタ人の事件であった。被告人アンソニー・アタードは、英語を話すことも理解することもできなかった。捜査の段階でのアタードの尋問は通訳を介して行われた。捜査官が英語で尋問し、通訳がそれをマルタ語に通訳し、アタードがマルタ語で供述すると、通訳が英語に通訳し、捜査官が記録することになる。公判で、検察側はアタードを尋問した捜査官の証言を求めた。

弁護側はこれが伝聞証拠にあたりと異議を申し立てた。アタードの陳述の内容を証言できるのは通訳であって尋問した警察官ではない。尋問官は英語しか理解せず、アタードはマルタ語しか理解しない。彼は、警察官が通訳に向けて英語で行った質問の意味も、彼自身の答えの英訳も理解できていない。したがって、尋問と陳述は被告人の面前で

行われたものとは言えない。こうした証言は排除されるべきだというのである。

担当のゴーマン裁判官は、弁護側の異議を認め、これは伝聞証拠であるとして排除し、警察官の証言を禁止した。

裁判の記録は以上に尽きている。しかし、この件を契機に、イギリス内務省は全国の警察当局に指令を発し、今後は、同種の事例では被告人の陳述について通訳に証言を求めることになるので、捜査通訳としては、「通訳本人が、通訳時にメモを残し、それに基づいて公判廷で証言できるように準備しておくことが望ましい。これができなかったときは、尋問に立ち会った警察官の作成する記録に通訳が署名し、公判廷での証言の際に記憶喚起のために利用できるようにしておかなければならない」と定めた。⁽²⁾ また、通訳に際して作成したメモを当日に被疑者に読み聞かせてサインを得ておくことも勧告された。この指令が全国の実務のあり方を決定した。その後、捜査通訳のトラブルはなくなった。学説もこの実務を概ね支持している。⁽³⁾

(1) R. v. Atard, (1958) 43 Cr. App. R. 90.

(2) 43 Cr. App. R. 90, 93.

(3) C. J. Ermmins, *A Practical Approach to Criminal Procedure* (3rd ed.) (1985), p. 401. J. D. Heydon, *Evidence* (1984), p. Murphy, *A Practical Approach to Evidence* (2nd ed.) (1985), p. 165. A. Keane, *The Modern Law of Evidence* (2nd ed.) (1989), p. 181. P. B. Carter, *Cases and Statutes on Evidence* (1981), p. 327.

第二節 オーストラリア

オーストラリアはコモロー圏に属し、したがって、イギリスの裁判はこの国でも判例として活用される。捜査通訳についてのアタード事件判決が重視されることになる。しかし、捜査通訳に関しては、この国は捜査側に有利な方

向て独自色を持っている。

捜査通訳の先例となった一九〇一年のスタダ・カーン事件は、ソドミで起訴されたインド人が法廷で虚偽の陳述を行った偽証罪の事件である。この被告人はヒンズー語しか理解しなかったため、陳述はヒンズー語で行われ、通訳がついた。偽証罪の法廷では、偽証の行われたことを立証するためにこの通訳が検察側の証人となったが、彼は、自分で通訳した内容を証言として再現することができなかった。偽証罪の法廷で、肝心の偽証の事実が立証できないという大失態である。

ピンチになった検察側は、この通訳には、正確に通訳にあたった旨の証言をさせて退席させ、かわって急きよ、ソドミ裁判の公判廷でカーンの弁護に当たっていた者を証人にしてカーンの偽証した内容を証言させた。

第一審の裁判所は、この証言を証拠として採用して、偽証罪について有罪の判決をくだした。

弁護側は、控訴審で、これは排除されるべき伝聞証拠であって、偽証は立証されていないことになる主張した。裁判所の理解は分裂し、弁護側の主張に理解をしめす者があったが、多数意見は原判決を維持した（反対意見がある）。この事件は、一見すると法廷通訳問題のようであるが、実は法廷（この場合は偽証罪の裁判の法廷）以外の場所で通訳を介在させて得られた証拠の扱いの指導的な先例である。

カーン事件の先例にそったのが、一九四六年のラウ・チー事件判決⁽²⁾である。

これは、五名の中国人が中国人の知人を殺害した殺人事件の裁判である。被告人らの尋問に当たった警官は、二名の者とは東南アジアのビジョン・イングリッシュで会話することができたが、それ以外の被告人たちとは中国語の通訳を介在させて会話した。事件はブリスベーン市の刑事裁判所で裁判に付され、公判では、通訳が証人に立って、

裁判を受ける権利と通訳を求める権利（江橋）

被告人が中国語で話したことを正確に英語に翻訳したと証言し、具体的な証言内容については、尋問した警察官が証言した。

裁判所はこの証言を採用し、他の証拠と併せて被告人らは有罪とされたので、これを不服としてクイーンズランド州刑事控訴裁判所に控訴した。控訴裁判所は、このような場合には通訳は被告人に一種の「代理人」として採用されて通訳に当たっているのであって、通訳トラブルの不利益は被告人本人に帰すると判断した。通訳の発言はその者を雇った使用者の発言とみなされるので、被告人は、誤訳、不適役などの主張をすることができない。これはエイジェント理論とよばれるものであり、判決はまさにこれを採用したものであった。通訳が、自分は正確に通訳したと宣誓する以上、警察官は、英語の理解できるものを尋問したときと同じ立場にあるものとして扱われる。³⁾警察官の証言は排除されるべきでないとされたのである。

もつとも、一九五五年の移民法違反事件¹⁾では、別の扱いがなされた。この事件は、移民法違反の罪で有罪とされた三名の中国人が、「移民局の合理的な出国促進策の指示に応じること」との条件で、刑法二〇条(一)により保釈されたところから始まる。その後、当局は就職先としてある船の船員の仕事を留意し、三名の者に、それを受け入れて船員として出国せよとの「希望」を口頭で表明した。彼らはこれに従わなかった。そこで彼らは保釈許可条件違反で起訴され、一審で有罪とされた。

控訴審では、被告人側は、移民局担当官の証言を問題にした。というのは、この事件では、三名中の二名が英語を話さず、また、出国促進策を被告人らに伝えて出国を促した担当官は中国語を理解しなかったので、通訳を介在させていたのである。第一審の法廷では、通訳人は適正に通訳した旨の証言をするために証人席につくことをしなかった。

担当官が証人となり、通訳を介して彼らに伝えた内容と、同じく通訳を介して知った彼らの就業拒否の返答を証言していたのである。

裁判所は、被告人側の主張を受け入れ、担当官の証言は伝聞であるとして排除し、原判決を破棄して差し戻した。(このほかに、担当官が口頭で伝えた「希望」は出国の指示と言えるようなものではないという事情もある)。この判決はイギリスのアタード事件判決に近いものがある。

だが、オーストラリアでは、この判決は例外であり、多くの判決が、カーン事件の判決にしたがった。この立場をとり、以後の判決に多大の影響を与えたのが、一九六一年のガイオ事件判決⁽⁵⁾である。

これは、バプア・ニューギニアで起きた、先住民族のグラリ・ガイオによる妻殺しの殺人事件である。ガイオはアポリジニであり、モトゥ語しか話すことができない。警察では、警察官がモトゥ語が話せないので、同じ先住民族の正式な通訳が介在して、英語とモトゥ語による取調べが行われた。ガイオは、取調べ中に殺人を自白した。

第一審の公判廷では、通訳が証人となったが、通訳時にメモなどを作成しておかなかったために通訳内容の再現ができず、正確に通訳したことだけを宣誓して、警察官の証人と交代した。取調べに対するガイオの供述の内容はこの警察官が陳述した。

判決は有罪で、懲役十年とされた。被告人側は控訴したが、オーストラリア高等裁判所は、四対一で控訴を棄却した。裁判所の判断では、この事件での通訳は、正確に通訳に努めており、偏見は存在しないから、通訳はほとんど機械と一緒にある。したがって、取り調べた警察官は、通訳の言葉をガイオ本人の言葉と同視してよいことになる。

このガイオ事件判決は、その後、今日まで、この国の捜査通訳問題の指導的判例の地位を保っている。イギリスの

アタード事件判決と比べると、伝聞証拠原則の例外とされる範囲がオーストラリアの方が広い。それは、多民族が流入してつくりだした移民の受け入れ国で、しかも、他方で、英語の理解できない先住民族の住民も大量に抱え込んだ、オーストラリアという国の特殊事情が生み出したものであろう。

オーストラリアの判例がアタード事件判決ともつとも明確に対比されるのが、一九六三年のドロチンスキー事件判決⁽⁶⁾であろう。

これは、殺人事件であり、被告人は英語の能力に難点がある。彼は、殺人事件に至った背景として、被害者が生前に彼に脅迫や襲撃を加え続けていた事情を取り上げ、その件で何回か警察に告訴しに行っていると主張した。これに対して、検察側は、被告人が一回は警察に告訴しに行っていたことを認めたが、そのうえで、その際に被告人はむしろ被害者が善良な市民であることを知って発言していたと主張した。この検察側の主張に沿って、警察官が出廷し、被告人が告訴したときの発言を証言した。ところで、告訴のために警察署に出頭する際に、被告人は通訳を同道させていた。したがって、被告人の発言として警察官が証言したのは、実は、通訳が話した内容の証言であった。

事件は第一審で有罪判決がくだされ、被告人側から控訴された。クイーンズランド控訴審裁判所刑事部の法廷で、被告人側は、第一審の裁判所が、通訳者に正確な通訳をした旨の宣誓供述をさせる手順を省いて警察官に証言させたが、ガイオ事件判決によれば、本件は通訳者に正確な通訳であった旨の宣誓をさせるべき事例であり、したがって、それ抜きになされた警察官の証言から被告人の発言内容を認定するのは違法であると主張した。しかし裁判所は、被告人は自分で通訳を選定して連れて行ったのであり、通訳は被告人のエイジェントと考えられ、その通訳した内容は真実被告人が語ったものとみなされる。雇主である被告人は、後になって通訳が誤訳や不正確な訳をしたと主張する

適格性に欠けると判示した。

また、一九六四年には、ヴェクトリア州で二件のケースが問題になった。

一件は、英語の読み書きができず、会話の力も限られているイタリア人ゼマの事件である。彼は、傷害事件で警察の取調べを受け、英語の尋問に英語で回答した。その席には別の警察官が居て問答を記録し、取調べの最後に警察官が口頭で内容をイタリア語に翻訳し、本人は、英語で書かれた調書を目で追った。その後、警察は調書への署名を求め、ゼマはそれに応じた。この種の調書の証拠能力については、これを否定した先例が直前にだされていたが、ゼマ事件の裁判所は証拠能力を認めた。

一九七〇年にも類似の事件があった。この事件はユーゴスラビアの言語にかかわるもので、英語との通訳を入れた取調べの後で、警察官が調書を読み、通訳が翻訳し、被疑者の署名が求められ、この場合も被疑者は同意してサインしている。裁判所は、六年前のゼマ事件判決に依拠して、この場合も証拠能力を認めた。

通訳の問題は民事訴訟でもトラブルになることがある。一九七四年の事件では、交通事故の被害者であるフランス人女性が、病院で、娘を通じて警察官の尋問に回答した。この場合には、エイジェント理論が採用され、娘の発言は本人の発言とされ、証言の内容が過失相殺の資料に使われた。

一九七八年の事件⁽¹⁰⁾も交通事故に起因する。パギアスはギリシャ人の女性で、自動車にはねられた。彼女は、事故直後に病院で行なわれたギリシャ語を話せる警察官の質問には、道路横断に際して十分に周囲に気を配っていなかったことを述べた。ところが、後に損害賠償請求訴訟で、十分に周囲に注意していたと証言した。裁判所は、病院で質問に当たった警察官の残した要点筆記のメモを証拠として認め、それにより、彼女の側の注意義務違反の過失を認定し

て賠償額を減額した。

結局、この国の判例は、法廷外で通訳を介して得られた証拠については、誠実な翻訳であったという通訳者の宣誓さえあれば許容するという線にまともな線と云ってよい。英語で調書が作られ、それを、資格も能力も定かでないものが被疑者に翻訳し、その翻訳はいつさい記録が残されないで、十分に理解できない英語の調書にサインを求められる。誤訳からの保障はない。この方式は、繰り返しているが、アボリジニなどの先住民族や、中国人、日本人などて農業労働者、貝類採取の漁師として奴隷同然で送り込まれた者を抱え込んで、彼らの人権の保護よりも、彼らを処罰することの効果を優先させた、白豪主義のオーストラリアの産物である。いずれ、国際人権の水準が向上するか、国内で、言語のハンディキャップを負うものの権利回復の運動が高まれば、再検討が必要になるであろう。

- (1) R. v. Sunda Khan (1901), 18 W. N. (N. S. W.) 29.
- (2) R. v. Lau Chi and others. (1947) Q. S. R. 154.
- (3) Commonwealth v. Yose. [1892] 32 N. E. 355.
- (4) R. v. Wong Ah Wong (1957), 582, 74 W. N. (N. S. W.) 347.
- (5) Gao v. R. (1961), 104 C. L. R. 419.
- (6) R. v. Korwin-Drozynski. (1963) Qd. R. 362.
- (7) R. v. Zenna and James (1964), [1970] V. R. 568.
- (8) R. v. Tsingopolous. [1964] V. R. 676.
- (9) Van Velzen v. Robertson. (1974) 9 S. A. S. R.
- (10) Smith and Another v. Bagias. (1978) 21 ALR 435.

第三節 カナダ

カナダでは、捜査通訳問題については、イギリスの先例がそのまま判例として通用している。したがって、ここで、カナダの先例としてとくに紹介すべきものは見あたらない。ただ、やや特殊だが次のような例がある。

郵便配達の業務委託を受けていた元郵便局長と妻が、架空人名義でウイニベック市のイートン社に商品の郵送を注文し、配達途中で盗みだした事件。偽装の注文書を書いたのは夫であるらしいが、妻がすべての罪をかぶることになり、その旨の調書が作られた。

妻は、ウクライナ語を母語としており、英語の理解が不十分であったが、調書は英語でできており、彼女のサインがある。

控訴審の弁護人は、彼女が調書の内容を理解していないと争った。

裁判所は、彼女が、第一審の法廷で、ときおり通訳の助けを借りながらも英語で証言していること、調書を作成した警察官は、これを英語で読んだ後にウクライナ語の話せる警察官が通訳して聞かせたと証言したこと、当該の通訳にあたった警察官が正確に通訳したと宣誓していることから、弁護人の主張を退けた。⁽¹⁾ アタード事件の線からすると、やや緩和されたように見える。

(一) R. v. Iwanchuk (1928), 30 C. C. 405 (Alta. S. C. App. Div.)

第四節 南アフリカ

この国では、支配者の言語である英語の他に、それ以前の植民者であったボーア人の公用アフリカ語（ボーア語）、さらに、被支配者の言語である多数の先住民族の言葉が使われている。白人の支配が強固で、人種差別の激しいこの国も、オーストラリアと同じように、イギリスの判例から離れて、捜査段階での通訳については、忠実に通訳した旨を通訳者が公判廷で宣誓供述すれば、翻訳の記録を証拠として採用してよいことになっている。

最も有名な先例は、一九四六年のムッチェ事件判決である。⁽¹⁾この事件では、五名の先住民族の共犯者とともに鉄道からの窃盗で有罪になった、ムッチェという先住民族の者が問題であった。かれは、通訳を通じた取調べを受け、母語で供述した。公判廷で、取調べに当たった警察官は彼らの母語が理解できなかったことを述べ、引き続き証言台に立った通訳は、ムッチェらが尋問に答えた言葉を思い出すことができず、また、確信を失ったのですべての発言を忠実に通訳したと宣誓することもできなかった。

裁判所は、こうした事情のもとでは、この事件での供述調書は伝聞証拠に当たるとして、刑事訴訟法二七〇条によって排除した。しかし、他方で、判決は、通訳が忠実にすべてを通訳したと宣誓しさえすれば、具体的に当時の問答を再現できなくても、記録を証拠として認容することを述べた。

この判決によって、捜査当局に課されたハードルはイギリスよりも低くなった。それをめぐっていくつもの裁判が起きた。

一九四七年のシピア事件⁽²⁾は、窃盗目的の住居侵入で原審で懲役二年六月に処せられた事件である。被告人のシピア

は、事件發生の二、三週間後に、盗品の一部を販売していた逮捕された。彼は、弁護人を持たずに裁判に臨み、予備審問手続きの段階から、自分は盗品ではないと思つて売買していたと主張し、それを証明するために、彼に問題の衣類を売った二名の者の証人喚問を求めた。ところが、彼の主張が錯綜していたからか、通訳を通じて裁判所に伝えられた内容は、記録によれば、「証人の請求——なし」であつた。控訴審裁判所は、これは、シビアの裁判に影響を及ぼす重大な誤りと判断して、有罪判決を破棄した。

続いて、一九五二年のマクベシ事件⁽³⁾は、複数回の住居侵入と窃盗で起訴されたものである。公判廷では、被告人の逮捕後に、通訳を介在させて作成した供述が提出されたが、通訳にあつた警察官の証言がなかつた。裁判所は、ムッチェ事件判決を先例として、有罪判決を破棄した。

もう一件の一九五二年の事件⁽⁴⁾でも、捜査段階での被告人の供述が問題になつた。

事件は、倉庫からの窃盗で、被告人は先住民族であり、先住民族の言葉で供述を行つて、通訳を通じて、英語になつた。法廷には、取締りに当たつていた係官が出廷して証言したが、通訳はいっさい召喚されなかつた。原審の裁判所は、これを基礎に、三月の重労働と罰金の刑を言い渡した。控訴審となつたトランスバール州の裁判所は、ムッチェ事件判決に照らして、本件の原判決を破棄した。

これらの判決を通じて、結局、この国では、ムッチェ事件判決で示されたように、通訳人の忠実性の宣誓でもつて、伝聞証拠の非難を突破する実務が定着している。その背景として、ムッチェ事件判決自身にいわせれば、多数の言語を持ち、通訳の介在する事件が日常茶飯事であるこの国では、ウイグモアらの刑事法の学者が唱えるような厳密な伝聞証拠排除法則の適用は不可能であるという事情が指摘される。これは一種の開き直りである。⁽⁵⁾

- (1) Rex v. Murchie, 1946 A. D. 874.
- (2) Rex v. Sibia, 1947 (2) S. A. 50 (AD).
- (3) R. v. Makubesi, 1952 (2) S. A. 75 (T).
- (4) R. v. Mofjola, 1952 (2) S. A. 197 (T).
- (5) S E VAN DER MERWE, D W MORKEL, EVIDENCE, 1983 p.180.

第五節 アメリカ

アメリカの裁判所では、通訳を介在させた捜査段階の供述類の扱いは裁判所の裁量権の行使の問題であるが、供述調書は伝聞証拠として排除されるという判例⁽¹⁾があり、これが、連邦法、州法の双方に共通した原則となっている。すでに古く一九世紀から、通訳のついた取調べで得られた被告人の供述を記録したノートは、通訳者ないしノートの記載者(もし被告人の言葉が理解できたならば)が証人になってその真実性を宣誓しない限り証拠として用いることはできないとする判例⁽²⁾があった。自分の理解できない言葉で語られた内容を証言することは、自らの体験に基づく事実の証言とはいえず、通訳を介在させて知った内容は伝聞証拠である、とする判例⁽³⁾も古い。今日、こうした問題で先例とされる刑事事件の多くは、一九世紀後半から二〇世紀前半にかけてのものである。民事事件での扱いに関する先例の蓄積はやや遅いが、いずれにせよこの国でも、この時期までに基本的には問題が解決している。しかし、参考のため、なお、若干の事例を検討しておきたい。

一九二五年に起きた、モルヒネの密輸事件の裁判では、英語ができない被告人が郵便局に同道させた者を通じて郵便局長の間で行ったその物品に関する会話の内容を郵便局長に証言させたことが、伝聞証拠⁽⁴⁾とされた。二名のナバホ

族インディアン青年による、一九二九年の列車転覆未遂事件では、通訳を介在させた取調べで被告人らは自供したとする副シェリフの証言が伝聞証拠とされた。⁽⁵⁾

ただし、この原則にはいくつかの例外が認められるようになっていいる。

第一に、取調べに際して、被疑者、証人の側が自ら私選の通訳人を伴って出頭した場合には、その通訳の発言は、民事裁判における代理人の発言と同じに扱われ、本人の発言と同一視される。すでに他の国の例でみてきたエイジェントの理論である。この場合には、供述調書は、英語で尋問に応じているものの調書と同じ扱いをすればよいことになる。⁽⁶⁾

言葉の通じない者同士が合意して、一人の者に通訳を依頼した場合には、通訳の現場で通訳者が語った内容は、両当事者が自ら語ったものとして扱うとされた例がある。墮胎罪の裁判で、英語しか理解できない者とフランス語しかできない者の会話を通訳が介在して進めているのを小耳にはさんだ者（フランス語しか理解できない）の証言が認められたことがある。⁽⁷⁾ 翻訳された内容が供述者本人のものとみなされたこともある。⁽⁸⁾ また、やや特殊だが、通訳を介在させた麻薬取引の共謀罪が問題となった一九七四年の裁判では、共謀者間の会話にもエイジェント理論が適用されている。⁽⁹⁾

第二に、特段の事情がある場合には、通訳が正確性を証言することで、伝聞証拠とされないことがある。

一九三二年にカリフォルニア州で起きたヘスケット事件は、出入国管理官であるように装って日本人の出稼ぎ労働者から金銭をだまし取るうとした事件であるが、被害者とは別の日本人が証人となり、被告人が五〇〇ドルを要求したと通訳者が被害者と話しているのを小耳にはさんだことがある旨を証言した。この証拠は伝聞であると主張された

が、裁判所は、この点ではさらに通訳本人も証人となり、そのように話したと認めているのであり、日本人の証言は補強証拠に過ぎないとして、証拠排除を行わなかった。⁽¹⁰⁾

やや古く、一九〇一年の事件では、イタリア語を解する被疑者の取調べに際して、英語の質問がイタリア語に翻訳され、イタリア語の回答が英語に翻訳され、その経過が英語で記録に残されている。裁判所は、通訳人が宣誓して、忠実にすべての言葉を翻訳したと証言したので満足した。⁽¹¹⁾

第三に、通訳内容の真実性を担保できる特別な事情があり、それを証拠として使用する特別の必要性のある場合は、例外的に許容されたものがないではない。一九八〇年のオレゴン州の事件で、裁判所は、聴覚障害で発声困難者が手話通訳を介在させて警察官に行なった夜間の窃盗の自供の証拠能力を認めた。⁽¹²⁾しかし、こうした例はごく稀である。

第四に、こうした調書類を、発言内容の立証以外に使用することが許される。一九六九年のタイジュリナ事件では、被告人は公共の集会でスペイン語で演説し、これが裁判所の公判前の命令に反するとして、法廷侮辱罪に問われた。裁判では、集会を取材していた新聞記者でスペイン語を理解しない者が証人となり、隣にいたスペイン語のできる警察官に教えてもらった演説内容を証言した。裁判所は、裁判所の命令に反して集会で演説したという事実を立証する証人であって、演説内容を正確に知るための証人ではないのだからという理由で、この証言を認めた。⁽¹³⁾このほかにも、たとえば被疑者や証人の行なう法廷での証言の信憑性についての一種の弾劾証拠として以前の供述の翻訳を使用する場合などもこれにあたる。

(1) 連邦法の判決は、*Kallos v. U. S.* (1925) 9 F.2d 268; *Green v. Philadelphia Gas Workers* (1971) 333 F. Supp. 1398, 478 F.2d 313.

州法の判例は多数のほゞ。 Annotation: Admissibility of Testimony Concerning Extrajudicial Statement Made to, or in Presence of, Witnesses, Through an Interpreter. 12 ALR 4th 1016, 1021. 参考書等。

- (2) *People v. Lee Fat*, (1880) 54 Cal. 527.
- (7) *State v. Fong Loon* (1916) 29 Idaho 248, 158 P. 233, *Garcia v. State* (1955) 159 Neb. 571, 68 NW2d 151.
- (4) *Kalos v. U. S.*, (1925) 9 F2d 268.
- (5) *Indian Fred v. State*, (1929) 36 Ariz. 48, 282 P. 980.
- (9) 前掲注 (一) Annotation, p. 1022.
- (7) *Commonwealth v. Vose* (1892) 157 Mass. 393, 32 NE 355, 参考書等 *Boicelli v. Giannini* (1924) 65 Cal. App. 601, 224 P. 777.
- (8) 前掲注 (一) Annotation, p. 1024.
- (6) *U. S. v. Samana*, (1974) 503 F2d 710.
- (9) *Hekett v. U. S.*, (1932) 58 F2d 897.
- (11) *Commonwealth v. Storti*, (1901) 177 Mass. 339, 58 NE 1021.
- (21) *State v. Letterman* (1980) 47 Or. App. 1145, 616 P2d 505, 12 ALR4th 1009.
- (21) *U. S. v. Tijerina*, (1969) 412 F2d 661, 5 ALR Fed 935.

第二章 法廷通訳制度の諸問題

第一節 イギリス

法廷通訳について、コモン・ロー上の先例は、捜査通訳の場合と同じように少ない。しかし、いくつかの先例を通じて、今日では、次のような三点の原則が確立されているといつてよい。

裁判を受ける権利と通訳を求める権利(江橋)

第一に、弁護人不在の法廷では、法定通訳を必ず配置して、すべての証言、証拠を翻訳し、被告人が理解できるようにしなければならぬ。これは裁判所の義務であり、怠った場合には、被告人の在廷権、反対尋問権の侵害となる。

第二に、弁護人の付いている法廷では、被告人側から要求があったときは、法廷通訳を配置しなければならない。要求のない場合にも、裁判所は法廷通訳の必要性について常に配慮し、職権で配置することもある。

第三に、法廷通訳の費用は公費負担である。ただし、被告人側で別に私費で私選の通訳人を採用することは自由であるが。

このような解決に到達するまでの判例を簡単にではあるが検討しておく。

一九世紀の半ば、一八六四年の殺人事件の公判では、裁判所による証拠の（スペイン語）通訳はなされなかったものの、弁護人が通訳を法廷内に常時配置して被告人らとの意思疎通にあてることが許された。⁽¹⁾ また、同年の別の裁判では、聴覚障害と発声障害の被告人に対して、これは弁護人が付いていた裁判であったのだが、裁判所が手話通訳を配備して通訳させた。⁽²⁾ 一八七六年のベルギー人女性の殺人事件公判では、これも弁護人が付いた裁判だったが通訳が付けられている。⁽³⁾ しかし、一八七六年の、公海上での殺人の弁護人の付いた裁判では、証拠の通訳はなされなかった。⁽⁴⁾ このように、判例法上はとくに明確な原則になっていなかったのである。

そうしたなかで、今日まで先例とされるようになった重要な判決が出された。これによって、コモンローが整理されたのである。

これが、一九一五年の控訴院裁判所のリー・クン事件判決⁽⁵⁾である。被告人のリー・クンは、中国系の外国人であり、英語を理解しない。彼は殺人事件で起訴され、有罪とされた。第一審の公判廷では、在廷した弁護人からとくに証拠

の中国語への通訳は要求されなかったので、中国語訳のないままに判決に至った。(しかし、この弁護人は起訴手続きの段階でも立ち会っており、後に公判廷に提出された証拠類と同じものが、そのときには中国語訳されているという事情もある)。

弁護人は、控訴審で、これが被告人の在廷権を害したと主張した。証人の言葉が理解できない被告人は、在廷して自己を防御することができないからである。原審で法廷通訳を請求しなかったとしても、軽罪ならばともかく、重罪の場合は在廷権の放棄が認められないのだから、裁判所は職権で用意する義務がある。

控訴審裁判所は、本件の場合には原審裁判所の裁量権の行使に誤りはなかったとして弁護側の主張を退けた。同裁判所は、あわせて、問題点に関する裁判所の考え方を、要旨次のように広く教示した。

英語を理解しない外国人が被告人の裁判で、弁護人の付いていないときは、法廷に提出されたすべての証拠が通訳される必要がある。被告人が証拠の一部を理解しており、通訳を望まないと申し立てたときは、裁判所の判断で通訳を省略できる。しかし、英語の理解がない被告人は、適正に権利を主張したり放棄したりできない。そこで、被告人が、知識不足、小心、自己の利害への無頓着などから法廷通訳の申請を怠っている場合でも、裁判所は、証拠が被告人に理解できるようにすすんで努力する必要がある。被告人の権利の保護と公正な司法の執行はいずれも公益なのであるから。

刑事裁判の被告人に在廷権が保障されるのは、自己に不利な証拠を見聞し、それに応答することができるようにするためである。だから、在廷権は、単に物理的に被告人が法廷に居るといっただけでは不十分で、進行している手続きを理解できていなければならない。被告人に精神障害、聴覚障害、発声障害などがあり、自己の防御ができない場合

には、陪審の決定によって公訴が退けられる。自己の防御ができると判断された場合にも、手話、筆談、合図、通訳など、理解のための適切な方法が講じられなければならない。もっとも、英語の理解できない外国人の裁判では、実際に、在廷権に関して困難な問題は生じない。というのは、法廷に提出される証拠はすべて通訳されるのである。

困難なのは、弁護人の付いた事件で法廷通訳の申請がなかったときである。先例となる判例は存在しない。実務では、弁護人が要求するまでは通訳をしなくてよいことになっている。これに従う裁判官が相当あり、また、公判廷の開始時に弁護側に法廷通訳の要否を問い、不要と答えた場合に通訳抜きで手続きを進行させる裁判官もいる。さらに、手続きの中で被告人側が通訳を望まないことを明示した部分以外は法廷通訳を使う裁判官もいれば、放棄を認めないで常に通訳を命じる裁判官もいる。結局、すべての場合に共通しているのは、弁護側が望めば必ず法廷通訳が付くという一点である。当裁判所は、明示の放棄がない限り常に通訳するという実務がより安全で、より賢明であると判断するものである。

一般的には、刑事被告人には、*police court proceedings* の段階で証拠の通訳がおこなわれるので、その後の公判廷の段階では再度の通訳は必要ない。しかし、公判の段階で提出された新証拠については、たとえ弁護側の要求がなくとも、裁判所は通訳を手配しなければならない。

以上がリー・クン事件判決の骨子である。この判決が、その後先例として通用して今日に至っているのであるが、その立場は、すでに紹介したように、弁護人不在の法廷では裁判官が法の適正な執行 (*administration of justice*) の全責任をおうと考えるものである。それゆえに、裁判所としては、被告人というものは法の知識や経験が足りないために自らの権利を十分に守れないものであると考えて、それに代わって裁判所が通訳を手配して、被告人の在廷権、

反対尋問権を擁護するというものである。

さらに、弁護人が付いた裁判では、被告人の権利を擁護するのは弁護人の任務であって、裁判所の任務ではないので、弁護人の申し出を待って通訳を付けることになる。いずれにせよ、被告人に付けられた法廷通訳の費用は、その他の裁判執行の経費と同じように、公費負担である。

- (1) R. v. Lyons, (1864) 59 Cent. Crim. Ct. Sess. Papers, 275.
- (2) R. v. Boyden, (1864) 59 Cent. Crim. Ct. Sess. Papers, 293.
- (3) R. v. Dixblanc, (1872) 76 Cent. Crim. Ct. Sess. Papers, 103.
- (4) (1876) 84 Cent. Crim. Ct. Sess. Papers, 37.
- (5) The King v. Lee Kun, Kings Bench 1915 (1 K. B. 337), [1914-15] All ER Rep. 603.

第二節 オーストラリア

オーストラリアでも、法廷通訳の採否は、被告人の権利の問題として検討されるよりも、裁判所の裁量権の範囲内の問題として考えられている傾向が強い。コモロー諸国の先例が判例とされている。この国で独自に発展した判例は見あたらない。

まず、公判廷で証人は母語で証言する権利があるかどうかが問題である。一九六三年のフィリオス事件⁽¹⁾は、道路を通行していて被告の運転する自動車にはねられたギリシャ人の原告が起した民事損害賠償訴訟である。原告は、法廷でギリシャ語での証言の許可を求めた。第一審裁判所は、これを暫定的に拒否し、とりあえず英語で証言するように命じた。原告側は、控訴審でこれを問題にしたが、控訴審裁判所は、通訳の使用によって、証人の証言態度や証言

のスピード、言いよどみやためらいの態度など、陪審がくみ取ることのできる要素が失われること、英語がかなり分かっていて証人の場合は、反対尋問を理解できないとウソを言うことによって、通訳が翻訳している間に自己の証言の作戦を練り直すことができることなどの弊害もあり、したがって、法廷通訳の使用が常に望ましいものではないと判示した。

また、一九六三年には、勤務するミルク会社の冷蔵庫で転倒して背中を痛めた従業員が、床が滑り易くなっているのを放置した会社の過失責任を追及して損害賠償訴訟⁽²⁾を起こした。第一審の裁判官は、会社側の証人が、母語で証言し、通訳に翻訳させる方式での証言の許可を求めた。裁判所は、証人の英語が証言を行うのに十分であると判断して英語での証言を命じた。同時に、裁判官は、法廷通訳を用意して、証人の理解できない言葉について部分訳をさせることにした。実際、証言の間に、ときどき通訳が必要になった。

控訴審はオーストラリア高等裁判所の管轄であった。会社側は、母語での証言を認めなかった違法を問題にした。しかし裁判所は、*Fillos v. Morland* 事件判決を引用しつつ、証人の母語で証言する権利なるものは認められておらず、事柄は裁判所の訴訟指揮の裁量権に属するとして退けた。

(一) *Fillos v. Morland* (1963), 80 W. N. (N. S. W.) 501.

(二) *Daily Farmers' Co-operative Milk Co. Ltd. v. Aquilina* (1963), 109 C. L. R. 458.

第三節 カナダ

この国でも、イギリスのコモンローの先例は判例として重要視される。だが、今日では、数はそれほど多くはない

が、それを発展させたカナダの先例がある。

一九六九年のプロッソウ事件⁽¹⁾では、被告人は、第一級殺人で起訴されたが、無罪の評決を得た。その後、第二級殺人で起訴され、当初、無罪を申し立てていたが、弁護人の助言により、有罪を申し立てるようになった。裁判官は、刑法二〇六条(二)により、第二級殺人で有罪を申し立てた場合は、終身刑で裁量の余地なしと判決した。

被告人は控訴し、控訴審法廷で、自分は第二学年程度の学力しかないこと、第一審の弁護人に有罪を申し立てないと死刑であるといわれたので認めたことを陳述した。法廷での証言では、彼は、第二学年のまま一五歳で学校を終了し、現在二三歳であること、犯行当時酒に酔っていたこと、第一級殺人は死刑、第二級殺人はたいしたことないと思っていたこと、弁護人に本件は五年から八年の刑だといわれていたこと、法廷で有罪を認めると死刑だといわれたので無罪を主張していたが、弁護人から、有罪が立証されると死刑で、有罪を申し立てると終身刑だといわれたので有罪に変更したこと、殺人は行っておらず、被害者とは仲のよい友人であったことなどを申し立てた。

引き続き、弁護人が証言し、公判前に第二級殺人の有罪を認めたほうがよいという点で被告人も同意していたのに、実際に第二級殺人に訴因変更されると無罪を申し立てたので、急きょ通訳をいれて相談し、再開された公判で有罪を申し立てた、という事情を明らかにした。

カナダ最高裁は、裁判官は、被告人が起訴の内容、有罪申し立ての意味するところなどを理解しているかを充分に調べた上で申し立てを認めるべきであるが、本件のように弁護人がついている場合はその必要はないとした。

だが、この国の代表的な判例と言えば、実定法であるカナダ権利章典と関連させて展開された、一九七三年のリアル事件判決⁽²⁾である。

裁判を受ける権利と通訳を求める権利(江橋)

これは、イタリヤ系市民が、人をピストル五発で死にいたらしめた殺人事件であり、被告人側は、正当防衛と被害者の挑発を論点にして争っていた。

第一審の裁判官は、陪審員に対する告発の際に、陪審員の注意力を散漫にすることを恐れて、被告人側からの通訳の請求を退けた。

被告人側は、この措置がカナダ権利章典二条B項の保障する通訳を受ける権利を侵害し、刑法五七七条違反であることを申し立てて控訴した。オンタリオ高裁はこれを認めて、原判決を破棄し、差し戻した。判決は要旨次のように述べた。

①まず、カナダ権利章典二条B項は、たしかに「通訳を求める権利」を保障しているが、この権利章典が制定される以前から、カナダの裁判所が法廷に提出されたすべての証拠の翻訳を求める絶対的な権利を被告人に認めていたのではない。⁽¹⁾シルベスター事件では、グラハム裁判官の有力な反対意見がある。また、ロング事件は、被告人の弁護人も通訳を要求しなかった特殊な事例である。なお、一九一五年のイギリスの先例であるリー・クン事件判決が参考になる。

②次に、陪審員に対する告発の手続きが通訳を要するか否かについて直接に扱った先例は、カナダにも、他のコモン・ウェルス諸国にもない。したがって、本件の先例はないことになる。

③カナダ権利章典二条B項の解釈にはいる。それは以下の通りの内容である。

「カナダのあらゆる国内法は、カナダ権利章典に違反しているが執行するとカナダ連邦議会の法律によって明示的に宣言された場合は別として、そのほかの場合には、以下に承認され、宣言される権利ないし自由を、廃棄、縮

減、侵犯することのないように、また、廃棄、縮減、侵犯を権威づけることのないように、解釈され、執行されなければならない。とくに、いかなるカナダの法律も、以下のように解釈され、執行されてはならない。

(中略)

(g) 裁判所、審査委員会、委員会、その他の審判所において、手続きに関係し、当事者となり、ないし、証人となり、その手続きで使用されている言語が理解できないときに、通訳の援助を求める権利を剝奪すること」

このカナダ権利章典二条は、同法一条で保障する人権と関連して理解されるべきものである。⁽¹⁾ それには、一条(b)項で保障する「法の前で平等であり、法の保護を受ける権利」が含まれる。

そこで、言葉のハンディキャップから法廷の用語が理解できないものは、通訳の援助を求める権利を持つことになり、これが否定されるときは、刑事法の適用においてカナダ権利章典に違反して差別されることになる。陪審員への告発は刑事手続きのなかでも非常に重要であり、それが理解できない被告人は、陪審員の注意を喚起すべきポイントが理解できなくなつて自己の防御が困難になる。したがつて、これは言語のハンディキャップによる差別といわなければならない。

弁護人のついていれば通訳が省略できる場合があるが、それは、省略によっていかなる権利も剝奪されないことが保障されているときに限られる。ところが、本件はその逆で、弁護人は、権利の放棄を申し立てているところか、通訳を要求していたのである。これでは、適切な省略の場合とはとうてい言えない。

④コモンローでは、昔から、重罪裁判の被告人は法廷に出席する権利と義務を持つ。これを在廷権というが、カナダでは、この在廷権は、刑法五七七条によって制定法となっている。そこで、本件では、同法違反の問題点がある。

カナダ刑法五七七条

「二項 被告人は、第二項に定めるところにより、その裁判の公判にすべて出廷しなければならない。但し被告人が法人であるときはこの限りでない。

二項 裁判所は次の措置を採ることができる。

(a) 被告人が審理を妨害し、その者が出廷しては審理が進行できそうもないときに退廷を命じること。

(b) 裁判所が適切と判断する条件を付して、被告人に対して公判の全部ないし一部への出廷を免除すること。

三項 被告人は、檢察の有罪立証の終了後に、自らないし弁護人を通じて応答し、自己を防御することができる。」
被告人の出廷権は、単に被告人の身柄が法廷にあれば済むという問題ではない。被告人が刑事手続きを理解できないときには、その者は在廷していたとは言えないので、裁判手続きに重大な欠陥があることになる。この者を処罰できないというのは司法権の基本原則である。具体的には、精神障害の場合にはカナダ刑法五四三条、五四五条で処遇し、発声障害、聴覚障害で、手話などによる会話が不可能な場合には精神障害者と同様に扱^(c)う。

⑤イギリスの先例であるリー・クン事件で、レディング卿は次のように述べている。

起訴されたものが法廷に出席しなければならない理由は、それにより、その者に不利に行われる主張を聞き、それに反論する機会を与える点にある。被告人の在廷権は、単に物理的に在廷するだけでなく、刑事手続きが理解できるような在廷でなければならない。

カナダには、本件に直接適用される先例はないが、以下のものは関連性がある。

「被告人が刑事手続きを理解できないときは、公訴棄却が無罪になるべきである。本件では、陪審は、被告人が理

解できていないと判断した。この事情の下では、被告人を有罪に処することはできない。私は、かつて扱った外国人の事件を今でも記憶している。この事件では、被告人は英語を理解できず、また、通訳の資質に疑問があった。私は、公訴棄却を命じたのである⁽¹⁾。

「被告人は外国人であって英語を理解していない。在廷権は単に物理的な意味の在席を意味するものではない。証拠の翻訳が必要である⁽²⁾」。

⑥ 以上を総合的に判断すれば、本件では、陪審に対する告発の手続きの間、刑法五七七条に言う被告人の在廷の権利が害されているといわなければならない。

以上が、リアル事件判決である。在廷権、反対尋問権の保障がま正面から唱いあげられた判決と言える。カナダの学説は、おおむねこの判例に好意的である⁽³⁾。

- (一) *Brossseau v. The Queen* [1969] S. C. R. 181, 65 W. W. R. 751. [1969] 3 C. C. C. 129, 2 D. L. R. (3rd) 139, 5 C. R. N. S. 331.
- (二) *R. v. Reale* (1973), 13 C. C. C. (2nd) 345 (Ontario, App. C.)
- (三) *R. v. Meochlette* (1909), 18 O. L. R. 408, 15 C. C. C. 17, R. v. Sylvester et al. (1912), 19 C. C. C. 302; 1 D. L. R. 186, 45 N. S. R. 325, R. v. Long (1902), 5 C. C. C. 493, 11 Que. Q. B. 328.
- (四) *Lowry and Lepper v. The Queen* (1972), 6 C. C. C. (2nd) 531, 26 D. L. R. (3rd) 224, 19 C. R. N. S. 315.
- (五) *R. v. Governor of Stafford Prison, ex p. Emery*, [1909] 2 K. B. 81; *The Queen v. Berry* (1876), 1 Q. B. D. 447; *R. v. Roberts* (1953), 37 Cr. App. R. 86.
- (六) *The Queen v. Berry* (1876), 1 Q. B. D. 447.
- (七) *H. M. Advocate v. Olsson*, [1941] Scots. L. T. 402.
- (八) *Peter K. McWilliams, Canadian Criminal Evidence*. (1984), Earl J. Levy, Examination of Witnesses in Criminal Cases, 1987.

第四節 南アフリカ

多民族で複雑に構成されているこの国でも、法廷通訳問題は徐々に大きな論点になっていったが、被告人が法廷の用語を十分に理解しないときには、すくなくとも第一審ではかならず通訳をつけることになっている。⁽¹⁾

一九四〇年のシルバー事件判決⁽²⁾は、陪審員の一人が公用オランダ語（ボーマ語）を理解していなかったために、重要な証言の内容が理解できなかったという事件である。この裁判の裁判官は、陪審員が証言を理解できているか否かにとくに注意していたのだが、この陪審員は理解できていないことを裁判官に告白しなかったため、そのまま手続きが進行して裁判が終ってしまった。そのために、後に控訴審でこれが明らかになり、原判決は破棄された。

その後、一九四四年に制定された治安判事裁判所法六条（二）は、被告人の通訳を受ける権利をとくに尊重して、次のように規定している。

「刑事裁判において、被告人が十分に通じてはいないと裁判所が判断する言語で証拠が提出されたときは、裁判所は、資格ある通訳を採用し、被告人が通じているか、または通じていると思われる言語に、証拠の内容を翻訳させなければならぬ。これは、証拠で用いられた言語が公用語であると否とにかかわらず、また、当該の被告人に付された弁護人がその言語に通じていると否とにかかわらない」。

ここに、刑事事件の第一審では、言葉が通じない場合にはかならず通訳をつけるルールが確立した。この権利は、放棄することのできないものとされたのである。

同法の実際の執行については、ふたつの先例が残されている。

第一の先例は、法廷で進行している手続きの内容を被告人に通じさせる裁判官の義務を重視する立場のものである。事件は、ギャンブルの取締りであろうか、競走犬を不法に輸送したとして、ゲーム監督規則と、競走犬の無許可輸送を禁止する規則の違反を問題にされた九名の被告人の事件である。一審では九名全員が有罪とされたが、その内の七名は控訴した。七名の内訳は、五名がインド人、一名が西欧人、一名が先住民族である。

記録によれば、原審の裁判は英語で行われたようである。検察側の証人となった先住民族の人間が実際に英語で証言したかどうかは定かでないが、記録のうへでは英語で証言したように内容が残されている。一方、事件の捜査にたった巡査部長は、捜査段階で尋問した証人が公用オランダ語を使用したときには、自らの尋問もこの言語で行い、その言葉で記録を残した。

被告人のうちで七名の者は、有罪判決を不服として控訴し、控訴審のナタル州裁判所の法廷で、自分たちは公用オランダ語をまったく理解せず、そのためにこの証拠の内容が理解できず、ために十分な反論ができないという不利益を被ったと主張した。原審裁判所には、被告人らが公用オランダ語に通じているかどうかを確認しなかった手落ちがあるというのである。

これに対して、原審の裁判官は、控訴審裁判所に宣誓供述書を提出して、審理は常にスムーズに進行し、巡査部長の公用オランダ語の記録が提出されたときでも、それを被告人らが理解できないというそぶりはまったくなかったのて、理解されているものとして扱ったのであり、違法ではない。被告人らも本当に公用オランダ語が理解できなかったのであれば、それを裁判所に申し立てる機会がいくらでもあったのに、なにもしていないのであって、理解できなかったというのは疑わしい。また、先住民族の被告人一名については、裁判所にはバンツール族の言葉に翻訳する

裁判を受ける権利と通訳を求める権利（江橋）

定雇いの通訳があり、この事件では、公判の間、その通訳が被告人のとなりに座って英語および公用オランダ語をすべてバンツ族の言語に通訳したので、この面でも違法ではないと指摘した。

しかし、ナタル州裁判所は、この弁明に納得せず、原審の処置を不当なものと判断した。つまり、裁判官の義務は、被告人らが法廷で苦情を申し立てなかったという事情によって左右されるものではないのである。一連の経過からは、被告人らが公正な裁判を受けられなかったことは明らかである。こう判断した裁判所は、原審判決を、控訴しなかった二名の有罪判決部分まで含めて破棄してしまつた。⁽³⁾

これとややニュアンスの異なるのが、翌一九六三年の事件⁽⁴⁾である。これは、南アフリカを生活の本拠として仕事している白人が、二名の人間に裁判所の書類に似せた文書を送つて脅迫まがいのことを行い、法廷侮辱罪に問われた事件である。検察側の証拠は、文書を送られた二名の者の証言が中心であるが、彼らの証言と反対尋問は公用オランダ語で行なわれた。被告人は、控訴審でこの点をとらえて、反論権が侵害されたとして原判決の破棄を迫つた。

しかし、トランスバール州裁判所は、この主張を退けた。裁判所によれば、被告人が通訳を必要としているか否かについて、第一審裁判所は、被告人側からの苦情の申し立てがなくても自ら検討しなければならぬが、その際には裁判の全経過が判断材料となるものである。本件の被告人は、公用オランダ語を理解できると通常考えられるタイプのものであり、そのように判断した原審裁判所に落度はないのである。

通訳の能力が問題になったのが、一九八一年の事件⁽⁵⁾である。この事件では、法廷における被告人の尋問に際して、通訳が、英語の質問をコーサ族の言葉に翻訳し、この言葉で行われた証言のほうはとくに英語に直さず、そのかわりに、コーサ語を理解する裁判官が自ら英語に翻訳して記録したのである。控訴審裁判所は、正規の通訳人が通訳した

法廷での証言の内容は証拠となりうるが、裁判官が、通訳人としての宣誓もしないで、通訳としての適性の判定ができないやり方で、自ら翻訳して証拠として使用するのには誤りであると判断して、有罪判決を破棄した。法廷で証人が少数言語で証言した場合には、発せられた言葉の意味するところの解釈は通訳に委せられている事柄であって、裁判官が自らの主観で勝手に解釈してはならないということである。

しかし、少数言語での証言を行っている証人の尋問に対する態度などについては、もし裁判官がその言語を理解できらば、判断の材料にしてよいともいわれる。また、母親が情夫に殺害される現場にいた唯一の目撃証人である八歳の子どもの証言が問題になった事件⁽⁶⁾がある。裁判所は、この子どもがトランスケイ州の言語で証言し通訳された証言の内容と、裁判所が直接に観察した証言時の態度等を総合的に判断して、証言の信憑性を高く評価し、それに基づいて被告人を殺人罪で懲役一二年の刑に処した。

- (1) この国の現状に *Alfred v. Lansdown, Jean Campbell, South African Criminal Procedure, 1982 p. 469.*
- (2) *R. v. Silber, 1940 A. D. 187.*
- (3) *Mackesack and others v. Assistant Magistrate, Empungeni and another, 1963 (1) S. A. 892 (N).*
- (4) *Geddel v. Bosman, N. O. and Another, 1963 (4) S. A. 253 (T).*
- (5) *S. v. Pongana, 1981 (1) S. A. 139 (TK).*
- (6) *S. v. Gandu, 1981 (1) S. A. 997 (TK).*

第五節 アメリカ

アメリカは、ヨーロッパ各国からの移民に加え、アフリカの黒人奴隷、アジアからの出稼ぎ労働者、そして、先住

裁判を受ける権利と通訳を求める権利（江橋）

民族のインディアンなど、まさに人種の坩堝である。この国の言葉と言えば、英語と考えられがちであるが、英語を公用語としてとくに法律上定めた例は少ない。こうした国では、英語を話すことのできない市民の存在はごく当り前であり、裁判制度も、こうした事態に対応することになる。

一連 邦法

アメリカ合衆国憲法には、刑事事件の被告人の権利の一環として、通訳の援助を受ける権利そのものが明文で保障されているわけではない。差別問題に関する厳しい対応が当然と考えられるようになった今日では、言語のハンディキャップが不当に放置され、被告人が不利益を被れば、憲法問題になりうることは容易に認められる。デュープロセスの保障、反対尋問権、在廷権、弁護人依頼権などが念頭に浮かぶであろう。だが、このことはそう簡単に認められたのではない。

もともと法廷通訳制度は、裁判用語とは違う言語で証言がなされたときに、裁判所および陪審員のために英語に翻訳するのが目的であった。この側面だけが強調されると、権利としての法廷通訳という視点は明確にならない。

だが、法廷通訳には、これに加えて、被告人のために公判の進行を説明し、証言を通訳し、弁護人との会話を仲介する、いわば弁護通訳の機能も期待されている。後者については、被告人が自ら私選の者を採用して出廷させることがあり得る。外国人が被告の特殊な事件では、その国の外交機関が通訳を派遣してくることもある。しかし、ほとんどの場合にはそうした余裕はない。そこで、被告人の基本的な権利の問題として、この制度が議論を呼ぶ。

通訳を求める権利の内容については、連邦最高裁は明確に答えてこなかった。⁽¹⁾ 通訳の選任の是非は、もっぱら裁判所の裁量権の問題であるとされた。⁽²⁾ 控訴審レベルでも、これを権利の問題とすることには消極的で、また、事案の具

体的な事情を考えると、被告人が英語を理解できていないとは見えないのであって、法廷通訳の配備は不必要とするもの⁽³⁾があった。

実定法は、いくつかの規定が関連する。まず、一九六四年の刑事訴訟法三〇〇六A (c) では、刑事事件の裁判を行う裁判所は、弁護人が調査員、専門家などを使用することが適切な弁護活動に必要であり、かつ、被告人がその費用を支払う能力がないと判断した場合には、公費によって専門家などを雇用する弁護人の権利を認めなければならない。これは弁護人の申し立てに基づいて行うサービスである (18 U. S. C. § 3006A (e) (1964))。通訳人は一種の専門家であるから、この規定を使って公費の法廷通訳を用意することが可能であった。

同様に、連邦刑事手続規則二八 (b) には、次の規定があった。

「裁判所は、自らの選択基準で通訳を任命し、その通訳作業に対して、合理的な額の報酬を定める権限を有する。

この報酬は、裁判所の指示により、法律又は政府によって設けられた基金から支払われる」 (Fed. R. Crim. P. 28 (b))。一九六六年の改正により、通訳は、非英語系市民のためだけでなく、手話通訳として言語障害者にも用意されるものと解されるようになった。

さらに、連邦証拠規則六〇四号によって、通訳の専門家としての資格や正確な通訳を行うとの宣誓の管理については同規則によることとされた。

しかし、こうした法令の下で通訳配備の権限を認められた裁判所は実際には権限行使に消極的であった⁽⁴⁾。いくつかの先例がある⁽⁵⁾。一九六六年の第九区連邦控訴裁判所判決⁽⁶⁾では、スペイン語の通訳が弁護側の席におり、いつでも利用できる状態のもとでは、英語で行われた証言を直ちにすべてスペイン語に通訳させる被告人の権利なるものを認める

ことはできないとした。また、一九六七年の第二区連邦控訴裁判所の判決¹⁷⁾では、フランスから麻薬の密輸を行ったとして起訴された被告人の一人が、公費のフランス語通訳の請求の拒否は「デュープロセスの保障、公正な裁判を受ける権利、反対尋問権、在廷権、効果的な弁護を受ける権利」の否定であると主張したのに対して、裁判所は、被告人の豊かな経済状態、フランス語の理解できる弁護士がいる法律事務所¹⁸⁾に弁護を依頼できる可能性など、事案の具体的な諸事情も加えて判断して退けた。

ところが、一九七〇年に、第二区連邦控訴裁判所は、ある殺人事件の裁判で、合衆国での滞在歴が数ヶ月しかなく、貧困で、学歴も低く、英語を理解もしないし話せもないという被告人に通訳のサービスが与えられなかったことを問題視して、有罪判決を破棄した。これが、著名なネグロン事件判決¹⁹⁾である。

この事件の被告人、ロジェリオ・N・ネグロンは、プエルトリコ出身の合衆国市民であり、アメリカ本土では、数年前にニューヨーク州内の農場で農業労働者として数ヶ月間滞在したことがあるだけだった。彼は、一九六六年に再度同じ農場で働き始めたが、二、三カ月のうちに、飲酒のうえ同僚とけんかになり、相手を殺してしまった。彼は、事件後直ちに逮捕され、殺人で起訴され、第二級殺人で懲役二〇年²⁰⁾と終身の刑が宣告された。彼は教育が不十分であり、英語を話すことも理解することもできなかった。また、彼の弁護士は、スペイン語を理解できなかった。公判前に弁護士が拘留所に通訳を連れてゆき、一回につき二十分間の打ち合せが数回行われた。裁判が始まると、検察が採用した通訳の女性が、被告人に対する陪審選任への異議権の説明を通訳したほか、一四名の証人のうちの二名が行ったスペイン語の証言を英語に通訳した。彼女は、それ以外のときには退廷して帰宅していた。また、四日間の審理の間にあった休憩時間に、彼女は被告人と二回面談し、法廷でなされた証言のうち、英語でなされ、反対尋問も終わっ

ているものを要約して説明した。そこで、裁判の過程は、被告人からみると、ほとんど群衆のざわめきか小川のせせらぎの様なものであった。彼が理解できなかった証言の中で最も重要なのは、彼を逮捕した警察官のもので、この警察官は、被告人が、逮捕直後に、ミランタカードを読み聞かされたうえで、「コキユといったので殺した」と自供したと証言した。この警察官はスペイン語を話せるのだから、せめて被告人の自供の部分だけでもスペイン語で証言すれば、被告人が何が語られているのかを理解する端緒になりえたであろうが、この部分も英訳されて証言されたので、被告人としては、反論の機会がまったくなかった。

裁判所は、こうした事実関係の中で、これは、合衆国憲法修正六条の反対尋問権の保障を害しただけでなく、被告人の在廷権そのものの否定であり、弁護人依頼権の侵害でもあるとした。合衆国憲法修正六条は、英語を話せない被告人が刑事手続きにおいて公費で同時通訳の援助を受ける権利を認めており、裁判所は、その権利の存在について公判開始前に被告人に告知する義務をおうのである。本件の被告人の態度は、この権利の内容を十分に理解したうえでの権利放棄であるとは到底言えない。

この衝撃的な判決は、法廷通訳問題を連邦憲法上の基本的人権の問題のレベルに引き上げた。障害者のこうむる社会生活上の不利益が、彼らに対する差別であると観念されるようになったアメリカ社会の流れが写し出されたものといつてもよい。その後も、法廷通訳が配備されていた一九七三年の事件で、スペイン語の証言が行われている間は法廷通訳はそれの通訳に没頭するので、被告人と弁護人の間の打ち合せを仲介するのが不可能になり、そのために弁護に支障をきたしたと主張された事件があり、裁判所は、ネグロン事件判決が法廷通訳の配備の失敗は弁護人依頼権への問題性を含むと論じた以上、将来的には、本件類似の場合に二人目の通訳を配備する必要性が認められる事もあり

うるとした。⁽⁹⁾ 外国生まれのアメリカ市民で英語が不自由なものが、ヘロインの密売に関連して起訴された同年の事件では、再度ネグロン事件の判例が格調高く確認されたうえで、通訳の要否を決する被告人の英語理解力、弁護人の語学力、被告人の経済的な余裕などの総合的な判断は裁判官の裁量事項であるとされ、当該事件での通訳申請の却下は正當なものと考えられた。これらの判決には、もはや、法廷通訳が被告人の権利と切り離せなくなった事情が反映している。⁽¹⁰⁾

ところが、通訳の選任は裁判所の職権とされていたので、法廷通訳の選任が問題を引き起こす。裁判所は、通訳者本人の申し立てによって適格性を判断していたので、採用された通訳のおこなう翻訳の質や正確性が担保できないという問題があった。手話通訳の例だが、ある強姦事件の裁判で、言語障害の被害者の通訳に警察官をあてたところ、被害者が「強姦」と述べたのを「性交」と、また着衣は「ブラウス」と述べたのを「短いブラウス」と翻訳してしまつた例がある。⁽¹¹⁾ あるいは、シカゴなどでは、組織犯罪の裁判で私選の通訳が組織の利益のために恣意的な翻訳を行うことに慥まされもした。法廷通訳の選任請求が憲法上の権利の主張と密接に関連するという理解が強まるにつれて、権利の内実を失わせてしまうような通訳の無能ないし偏見も見逃すことができにくくなった。

そこで、一九七八年、連邦は、法廷通訳の質を確保する趣旨で、法廷通訳法を制定した。⁽¹²⁾ 同法は、第一に、連邦裁判所事務局長に、連邦地裁で行われる裁判のための認定法廷通訳制度の導入計画、そのための法廷通訳の資格認定の計画、有資格法廷通訳者リストの作成、通訳費用の決定などを求めた。法廷通訳には、語学力だけでなく、法律や裁判用語の素養なども期待された。第二に、連邦地方裁判所は、各々、通訳人のリストを整備するように求められた。

第三に、同法は、民事・刑事事件で、合衆国を当事者とする連邦裁判所事件の相手方と証人に、そのものが英語以外

の言葉しか話さないか、ほとんどそれしか話さない場合、あるいは、聴覚障害のある場合に通訳の援助を求める制定法上の権利を定めた。同法は、さらに、認定法廷通訳人が利用できない場合の代替的な通訳者の確保、その報酬負担、能力に問題のあった場合の通訳の解雇などについても定めている。

同法は十年間執行されたが、次のような問題点が明らかになった。第一に、法廷通訳法は公判廷での通訳制度だけを課題としていたために、刑事事件の大陪審手続きにも制度を拡張する必要が生じた。第二に、認定法廷通訳人制度は費用がかさんで、資格認定試験に百万ドル以上もかけてやっと二九二名を確保できたという程度であり、十年間にスペイン語が実現できただけである。これ以外の言語について新たに資格制度を導入すると、資格認定と関連資料の開発に一言語につき一二万ドル必要になる。一方、英語以外の言葉を使う被告人の数は多く、たとえば一九八六年の統計では、連邦地裁での法廷通訳は、六五言語、四五、四二四件に達している。このうち、認定法廷通訳人が扱ったのは、三三、七六四件で、比率でいえば七四・三%である。その他の言語では、資格外の者が通訳したスペイン語の事件が七、七三七件であり、結局、スペイン語の事件が、九一・四%を占めている。これに次ぐのがハイチのクレオール語の三五四件、カントン語の二七九件、アラビア語の二七七件、シシリー語の二五三件、イタリア語の二三二件、フランス語の二三〇件であり、百件台に、マンダリン、タイ語、韓国語、日本語、ウルドゥー語、ポルトガル語、パンジャビ語、ヘブライ語がある。こうした多様な需要に応えるためには、他の通訳の転用も止むを得ない。そのために、その制度的な整備も急がなければならなかった。

一九八八年、法廷通訳法は改正された。新法は「一九八八年法廷通訳法」と称される(本論文末尾に全文の翻訳を掲載した)。改正の要点は、第一に、公費の法廷通訳制度を大陪審手続きに拡張することであった。大陪審手続きの

重要性からみてしごく当然の事に見える。第二に、資格法廷通訳制度を導入する言語の種類を決定する裁量権が連邦裁判所事務局長にある旨が明確になった。一九七八年法は、実際にはスペイン語の資格通訳制度を実現しただけにとどまっていた。事務局長は、ナバホ語と英語の間での法律用語辞典を編纂しており、予算がつけば第二番目の言語として、ナバホ語の資格通訳制度を実現する計画である。第三に、裁判官会議の要求した場合に特定言語について認定法廷通訳人制度を実行する義務が事務局長にあり、また、特定の裁判管轄区の司法委員会が特定の言語についてその地域で資格法廷通訳の制度を要求した場合に、事務局長がそれを実行すべき旨が明確にされた。

以上に加えて、資格外の法廷通訳制度の整備も事務局長の職務である。有資格法廷通訳が不足しており、実際には、資格外の法廷通訳（ただし、会議通訳など、通訳としては資格があるもの）を活用することになる。すでに、七八年法の規定にそって、事務局長は連邦法廷通訳制度諮問委員会を開催し、資格外通訳の基準、評価法、報酬、倫理規定などについて諮問している。また、州当局と接触して、州が持っている会議通訳リストを使って人材を確保することもしている。改正法によって、事務局長は、リストの管理、報酬額の決定などに権限が認められ、法廷通訳制度の円滑な運営と人材の確保を期待されている。

なお、通訳のついた事件では、当事者の申し立てがあれば、裁判所は裁量で録音テープを使用することがある。大陪審手続きの通訳導入部分は、当事者に録音請求の権利が認められている。

(一) *Feltz v. Murphy*, 201 U. S. 123, 26 S. Ct. 366, 50 L. Ed. 689 (1906).

(二) *Perovich v. U. S.*, 205 U. S. 86, 27 S. Ct. 456, 51 L. Ed. 722 (1907).

(三) *Gonzalez v. People of Virgin Islands*, 109 F. 2d 215 (1940).

- (4) Court Interpreters Act, Legislative History P. L. 95-539, 1978 U. S. Code Cong. and Adm. News, p. 4652, 4654.
- (5) *Pietrzak v. U. S.*, 188 F.2d 418 (1951);
Lujan v. U. S., 209 F. 2d 190 (1953);
U. S. v. Gonzalez, 33 F. R. D. 276 (1958);
U. S. v. Paroutian, 299 F. 2d 486 (1962);
Suarez v. U. S., 309 F. 2d 709 (1962);
U. S. v. Guerra, 334 F. 2d 138 (1964).
- (6) *Tapiu-Corona v. U. S.*, 369 F. 2d 366.
- (7) *U. S. v. Desbi.*, 384 F. 2d 889 (1967), 36 ALR3d 255, cf. 394 U. S. 244, 22 L ED 2d 248, 89 S. Ct. 1030.
- (8) *U. S. ex rel. Negron v. N. Y.*, 310 F. Supp. 1304 (E. D. N. Y. 1970).
- (9) *U. S. ex rel Navarro v. Johnson*, 365 F. Supp. 676 (1973).
- (10) *U. S. v. Curran*, 488 F.2d 12 (1973).
- (11) *In Commonwealth of Virginia v. Edmonds* (1976), 1978 U. S. Code Cong. and Adm. News, p. 4652, 4655.
- (12) 法制定の経緯「趣旨」274号 Court Interpreters Act, Legislative History P. L. 95-539, 1978 U. S. Code Cong. and Adm. News, p. 4652.
- (13) *Judicial Improvements and Access to Justice Act*, House Report (Judicial Committee) No. 100-889.

二 州 法

アメリカでは、刑事裁判は、まずは州の裁判所の権限である。したがって、法廷通訳制度についても、州法レベルでの動向が大きな意味を持って来る。だが、各州の立法には、ばらつきと遅れが目につく。

一九九〇年現在の実情を調査した資料は手元がないので、一九七〇年当時の資料⁽¹⁾、七五年当時の資料⁽²⁾をもとに、若干の個別情報を加えて検討してみたい。

裁判を受ける権利と通訳を求める権利 (江橋)

まず、州の憲法のレベルでは、公費の通訳を求める権利を明示したものはほとんどない。

ニュー・メキシコ州は、古くからメキシコ人の流入が盛んでこの問題への関心が強く、憲法上の規定があるまれな例であった。同州の憲法二条一四項には、「すべての刑事手続きにおいて、被告人は、出廷し、自ら又は弁護人を通じて自己を防御する権利、告発の性質及び理由を告げられる権利、自己に不利益な証人を尋問する権利及び告発と証言についてその者の理解する言語に翻訳させる権利……を有する」という規定が置かれている。同憲法に関する古い判例であるが、証言の内容が理解できない被告人はその旨を裁判所に告知する義務があり、それを怠っておいて、後に上訴審で理解できなかった旨を申し立てても、憲法上の権利侵害があったとは見なされないと判示したものがあ⁽³⁾る。カリフォルニア州は、一九七四年の憲法改正で通訳をうる憲法上の権利を承認した。「英語を理解できない者が刑事告発を受けたときは、手続きの行われるあいだ通訳を得る権利を有する」(カリフォルニア州憲法一条一四項)と
いうのである。

一方、判例が法廷通訳問題を憲法上の権利の問題として扱った例はないではない。判例では、当初は、被告人の憲法上の権利であることを否定した例⁽⁴⁾があり、法廷通訳をつけるかどうかは被告人の絶対的な権利ではなく、被告人の申し立てや裁判所自らの判断によって、裁判所が決定する裁量事項であり、個別の事件の具体的な事実関係の中では、裁量権の行使を誤ったとは言えないと判示された。

しかし、時代が進むにつれて、憲法上の権利性と関連させる判例が徐々に増えてきた。まず、被告人が自己に不利益な証人の証言内容を理解できないときに、これを反対尋問権の剝奪と考えることがある。一九四八年のテキサス州の事件⁽⁵⁾は、法廷通訳の選任の失敗が反対尋問権を侵害したとして原判決を破棄した先例として著名である。また、問

題をデュープロセス条項違反と理解する例も増えてくる。一九四二年のユタ州の殺人事件⁽⁶⁾では、メキシコ人の被告人が通訳の配備を請求したのを、第一審裁判所が拒否した。控訴審裁判所は、反対尋問権を念頭に置きつつ、デュープロセス違反と判示した。また、一九四六年のオクラホマ州の事件⁽⁷⁾では、外国人労働者で、英語の理解力が不十分なものに増えてきた。一九六一年のカリフォルニア州の事件⁽⁸⁾は、英語を理解できると自称した被告人が、実は理解できていなかった事例である。第一審は有罪判決であったが、控訴審は、英語の理解できない人間の発した「イエス」や「ノー」には意味がないとして、原審裁判所の権利告知の失敗を理由に、デュープロセス違反として原判決を破棄している。また、一九六七年のオクラホマ州の事件⁽⁹⁾は、二三歳のメキシコ系の移民労働者で英語の読み書き、会話がまったくできない者の裁判であったが、記録上では、第一審で法廷通訳が配置されず、また、憲法上の権利の告知も行なわれなかった。裁判所は「本件の被告人は、公平で偏らない裁判のために被告人に保障されている基本的な権利を与えられていない。その英語の知識のあいまいさに照らすならば、彼には通訳が付されるべきなのであり、これは、彼のためであるだけでなく、彼の弁護人、さらには裁判所のためでもある」と述べた。

憲法上の権利性は以上のようにいまひとつはつきりしない。そこで、問題の解決は、立法と判例による処理に委ねられることになる。

一九七〇年当時には、法廷通訳の立法が存在しなかったのは二一州（ハワイ、インディアナ、アイオワ、カンサス、ケンタッキー、ルイジアナ、メイン、ミシシッピ、ミズーリー、モンタナ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、オハイオ、オクラホマ、ペンシルバニア、ロード・アイランド、サウス・カロライナ、テネシー、バーモント、ワシン

トン、ウエスト・バージニア)であった。なお、コロラド州は通訳の報酬、アーカンソー、コネチカットの両州では、通訳の報酬及び宣誓に関してのみ立法が存在した。以上のもの以外の州にはなんらかの立法があった。

諸州の立法のうちでは、カリフォルニア州法タイプ、つまり、(a) 公費の通訳をうる被告人の権利を否定し、事項をもつばら裁判所の訴訟指揮権に基づく裁量の範囲内の問題とし、(b) 通訳のつく範囲を限定して、証人のみを対象とし、被告人も証言台に立つときのみ恩恵を受ける、とする立法例が多かった。カリフォルニア州の立法は次のような内容であった。

「証人が、英語を聴取ないし理解することができないか、あるいは、訴訟代理人、裁判所、陪審員が直接理解できる程度に英語で表現することができない場合には、証人を理解でき、また、証人が理解できる通訳が、宣誓の上証人のために翻訳にあたらなければならない⁽¹⁰⁾。

これと並んで多いのが、法文上も「必要な場合には、……通訳が宣誓の上……」⁽¹¹⁾と裁判所の裁量権を広範囲に認める、イリノイ州法タイプの立法例である。

変わっているのはニュー・ジャージー州法で、同法は、公費通訳の用意すべき言語の範囲をイタリア語、ドイツ語、ポーランド語、ロシア語、スペイン語、イディッシュ語、ハンガリー語、スラブ語、ギリシャ語に限定している。当然ながら、他の言語を使用する者は自費で通訳を雇わなければならない。法の下での平等の原則に照らして問題が残ろう⁽¹²⁾。

一九七〇年代には、アメリカでは非英語系市民の数が急増し、州レベルでの立法化が進んだ。その直接の契機には、公民権運動以降の反人種差別主義の高揚(言葉による差別は別の形の人種差別たりうる)、障害者差別の解消への取

り組みの強化、画期的な判例及び連邦法の立法化の動きがもたらした刺激などがある。

一九七五年までに、ハワイ、インディアナ、カンサス、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ、バーモントの各州で立法化が進んだ。

ミシガン、メイトランドの州法は、通訳を聴覚障害者、言語障害者のための手話通訳とともに保障した。

「もしその者が、英語の理解力ないし会話力に欠け、あるいは、聴力障害者、言語障害者であるために、自分に対する起訴の内容を十分に理解できず、あるいは、それに適切に反論することができないと思われるとき、あるいは、この会話障害ないしその他の身体障害のために自己の権利の防御について不利な立場にあると思われるときは、……資格のある通訳を任命して通訳にあたらせるべきである」。

ミシガン州法は、通訳のつく範囲を証人に限ることなく、非英語系被告人が必要とするすべての場合に拡大している点でも注目される。ウイスコンシン、ニュー・ジャージー両州の立法も同趣旨である。

一方、アメリカ各地の判例を概観してみると、刑事裁判の法廷に適切な通訳を配備する必要性は、広く認められてきた。しかし、判例を詳細に点検してみると、古くから裁判所が認めてきたのは、被告人や証人の英語の理解力や会話力の欠如が訴訟の運営にもたらす障害を除去しようという発想であって、被告人の権利を保障しようとする発想ではない。⁽¹⁾適切な裁判の運営の確保はデュー・プロセスの内容の一部であるから、こうした発想にも積極的な意味がないではないが、裁判所としての関心の範囲は狭いし、認められるのは、裁判所や陪審の理解を助けるために英語以外の言葉による証言を英語に翻訳する、限定的で一方通行的な通訳でしかない。この発想からすれば、裁判官が自らその言葉を理解し、翻訳して記録をつけられるときには通訳がいらないことになる。こうした立場の判例⁽²⁾もある。

裁判を受ける権利と通訳を求める権利（江橋）

裁判所の都合が優先されるときには、被告人の側が適切な時期に法廷通訳の配備を請求しなかったことが、容易に権利の放棄とみなされるようになる。⁽¹⁶⁾ また、弁護通訳、つまり、公判の場で、被告人に、眼前で進行している手続き、自分に不利な証言者の証言の内容などを伝え、弁護人との会話を助ける通訳の必要性が認識できない。まして、公判前の弁護人との打ち合せでの通訳の必要性となると、裁判所の関心は一層希薄になる。

このような消極的な対応をひきだした理由を次のようにまとめることもできよう。

第一に、上に紹介したように、伝統的な考え方では、法廷通訳制度の趣旨は裁判所のためのものであり、被告人の権利の擁護という観点が比較的に弱くなる。

第二に、裁判所の目からみれば、法廷通訳の配備をしなくても、実際には被告人の防御権に悪影響を及ぼしていないことがままあった。英語が完全に分からない場合には通訳の必要性は比較的に明白であるが、英語の理解が多少あり、不十分な程度にとどまっている場合には、本当に通訳が必要なのか、それとも単なる審理遅滞の法廷戦術なのかの判断がとくに難しい。また、弁護人は英語に通じているので、法廷通訳がいなくても、英語でなされた被告人に不利な証言への反対尋問は弁護人ができるのではないかという論点もある。比較的古い判例では、被告人に英語の証言の内容を伝えるのは弁護人の職務であるとするものが多くあった。⁽¹⁷⁾ その中には、一八九九年のヤマネ事件⁽¹⁸⁾のように、証人が英語、中国語、ハワイ語、ポルトガル語を使用し、いずれも英語に通訳されたが、被告人の理解できる唯一の言語である日本語には通訳されなかったところ、裁判所が、弁護人が英語を理解していたので問題はないとして反対尋問権侵害の主張を否定したものも含まれる。日系移民労働者の事例であるが、最近の日米関係から見ても、興味ある事例である。

第三に、犯罪の事案がさほどに深刻なものでない場合には、法廷通訳の配備という手間を省略してしまうことになりやすい。逆に言うと、裁判所が法廷通訳問題に気をつかうのは重要な犯罪、とくに殺人事件の裁判である場合が多い。さすがに、人の生命がかかった裁判では慎重にならざるを得ないのであろう。

第四に、法廷通訳の配備には費用が多くかかるという難点がある。裁判所が法廷通訳を使用しようとしても、適当な者が見つからない場合がある。これをカバーして、優秀な通訳を採用しようとすると、どうしても、ボランティア以上に、職業的な通訳のほうを信頼しがちである。ところが、職業的な通訳は多忙であり、そのものを拘束するには、予算面での裏付けが必要なのである。

ところで、こうした伝統的な立場について、裁判所を一方的に非難するのはフェアでない。すでに触れたように、刑事裁判通訳制度を被告人の人権の角度から問題にするようになったのは、主としては六〇年代以降であり、社会生活の諸側面で言語による差別を点検するようになった時代背景がある。その意味では、次の指摘が興味を引く。

非英語系の被告人が感じていた不満は、合衆国における少数言語の使用者への差別という、より一層大きな問題の一部分であった。言語に基づく差別に対しては、平等条項を使った論議が提起され、しばしば成功した。法廷通訳とは直接に関係ないが、一九七〇年に、カリフォルニア最高裁判所は、投票権を英語会話能力で条件つけた州の憲法規定を平等条項違反として廃棄した。⁽¹⁹⁾ 連邦最高裁判所は、一九六四年公民権法のタイトルVIは学校区に対して非英語系生徒向けの英語訓練計画を整備するように要求していると判断した。⁽²⁰⁾

これらの成功例と比較されるのが、以下の失敗例である。一九七三年のカルモナ事件⁽²¹⁾では、スペイン語しか話さな

裁判を受ける権利と通訳を求める権利（江橋）

い福祉受給者が、福祉の満期の通知はスペイン語で印刷されなければならないと主張して失敗した。同年のグエレロ事件⁽²²⁾でも、失業保険の受給申請に関して、州が、スペイン語しか話さない人に対して、スペイン語での面接、告知その他のスペイン語でのコミュニケーションをはからなくても、スペイン語系市民に対してデュー・プロセス侵害になることはない⁽²³⁾とされた。

結局、法廷通訳制度の問題も、こうした言葉による差別の問題の顕在化と歩調を合わせていると言つてよい。

- (一) Comment "The Right to an Interpreter", 25 Rutgers L. R. 145, 147 (1970).
- (二) Williamson B. C. Chang, Manuel U. Arriaga "Interpreters for the Defence: Due Process for the Non-English-Speaking Defendant", 63 Calif. L. R. 801, 803.
- (三) State v. Cabodi (1914) 18 NM 513, 138 P 262, 36 ALR 3d 292.
- (四) Vilbergh v. State, 45 Ariz. 275, 43 P2d 210 (1935); People v. Mammila to, 168 Cal. 207, 142 P. 58 (1914).
- (五) Garcia v. State, 151 Tex. Cr. R. 593, 210 S. W.2d 574.
- (六) State v. Vasquez, 121 P.2d 903 (1942).
- (七) Ex parte Cannis, 173 P2d 586 (1946).
- (八) In re Muraviov, 192 Cal. App. 2d 604, 13 Cal. R. 466 (1961).
- (九) Parra v. Page, 430 P2d 834 (1967).
- (十) カリフォルニア州憲法規則 Cal. Evid. Code § 752 (a) (1965).
- (十一) イリノイ州法 III. Ann. Stat. ch. 51, § 47 (Smith-Hurd 1966).
- (十二) N. J. Stat. § 2A: 11-28 (Supp 1969).
- (十三) Mich. Stat. Ann. § 28, 1256 (1) (Supp. 1970). なお、メイトランド州法(ゴッド) Md. Ann. Code art. 27, § 623 (a) (1968). を参照せよ。
- (十四) Ward Pump Co. v. Industrial Com., 302 Ill 199, 134 NE 127; Kuhnman v. Brown, 4 Rich L (4) 479; Cavazos v. Gonzales, 33 Tex 133.

- (15) Schunior v. Russell, 83 Tex. 83, 18 SW 484; Munk v. Weidner, 9 Tex. Civ. App. 491, 29 SW 409.
- (16) People v. Hernandez, 8 NY2d 345, 170 NE2d 673 (1960); People v. Estany, 210 Cal. App. 2d 609, 26 Cal. R. 757 (1962); Cervantes v. Cox, 350 F. 2d 855 (1965).
- (17) Escobar v. State, 30 Ariz. 159 (1926); King v. Ah Har, 7 Hawaii 319 (1888); Zunigo v. State, 63 Tex. Crim. 58, 138 SW 713 (1911); Luera v. State, 124 Tex. Crim. 507, 63 SW 2d 699 (1933).
- (18) Republic of Hawaii v. Yamane, 12 Hawaii 189 (1899).
- (19) Castro v. State, 2 Cal. 3d 223, 466 P 2d 244 (1970). 447 Serna v. Portales Municipal School Dist., 499 F.2d 1147 (10th Cir. 1974) →同趣に引く。
- (20) Lau v. Nichols, 414 U. S. 563 (1974).
- (21) Carmora v. Sheffield, 475 F.2d 738 (1973).
- (22) Guerrero v. Carlson, 9 Cal. 3d 808, 512 P. 2d 833 (1973).
- (23) Whilliamson B. C. Chang, Manuel U. Araujo "Interpreters for the Defences: Due Process for the Non-English-Speaking Defendants", 63 Calif. L. R. 801, 804.

三 通訳選任の基準

さて、以上のような考察の中で、具体的に法廷通訳を採用するに際しては、どのような基準があるのであろうか。

第一に、法廷通訳の必要性が判断される。

そのためには、まず、被告人の英語の理解力が調べられる。⁽¹⁾ほんの一例だが、一九四二年のマサト・カルマイ事件⁽²⁾では、被告人は英語が理解できないのに、第一審の裁判所はそれを無視して、英語の証言を日本語に通訳しなかったと言う理由で控訴された。控訴審の裁判所は、被告人が一八年も合衆国に居住し、レストランを経営し、事件について警察官と会話し、健康状態について医者と話し合うなど、英語を使って生活していた事実を指摘して、法廷通訳が

裁判を受ける権利と通訳を求める権利（江橋）

不必要であるとした原審裁判所の判断には裁量権の行使の誤りはないと判示している。

また、証人が使用する言語が被告人の理解できるものであるときは、被告人のための通訳は不必要である。⁽³⁾

さらに、被告人と弁護人のコミュニケーションをとる能力の有無も作用する。弁護人が被告人と会話することが充分に可能であれば、被告人の不利益は多少は救済されることになるのである。

第二に通訳の能力が問題である。法廷通訳が能力に欠けていたために、誤訳が生じた事例はあるのだが、それが正面きって論点になった判例は見当らない。

なお、証言内容が正しく翻訳されなかったときには、その証拠能力が否定される。⁽⁴⁾

第三に、通訳の公正さをどう確保するかが問題となろう。予断、偏向のある通訳の排除と言ってもよい。

法廷通訳は、事件に利害関係のない者であることが望ましい。しかし、実際には、適切な通訳者が発見できなくて、中立性に疑問の残る者が通訳にあたることもある。連邦裁判所の判断だが、一九七〇年に、強姦目的での住居侵入罪の裁判で、被害者であり唯一の目撃者でもある聴覚・発声障害の女性の証言を夫に通訳させた州の裁判所の措置が、偏見のある者の採用であり、不公正であるとされた判決がある。⁽⁵⁾ 事件の性質が夫の感情を逆なでするとともに、この夫の場合は、百ドル提供すれば告訴を取り下げると、恐喝になりかねない言明を行っており、強度の偏見が恐れられる一方で、ほかに通訳者を見つけないことが不可能ではなかったからである。一九七二年にミズーリー州で、聴覚障害者の兄弟が、障害事件の裁判の手話通訳をつとめてよいかどうか問題となった。裁判所は、利害関係がより希薄な母親と比較して、いずれが通訳に適任であるかを判断するために、陪審員の退席したところで、聴聞を行うべきであると⁽⁶⁾した。裁判所としては、より関係のうすいものが望ましいと考えるが、親族を排除すべきだと考えたのではない。

このほかにも、利害関係者では、証人の血縁⁽⁷⁾、強盗の被害者の息子⁽⁸⁾、証人の兄弟⁽⁹⁾、が問題となり、採用の是非、不採用の是非がおの具体的に検討されている。

また、偏見が恐れられるもう一つの類型である捜査関係者の通訳では、最近のいくつかの判例⁽¹⁰⁾で、警官を検察側が通訳に使用することへの異議が退けられた。判例が強調しているのは、通訳の偏見、悪意については、被告人側で立証しなければならぬのであって、それが無い限り、単に捜査当局者を通訳にただけでは裁判所の決定に誤りがあったとは言えないということである。一方、被告人を逮捕した警察官本人が通訳になったケースでは、古い判例⁽¹¹⁾があり、有罪になることを強く望む者であるとして、排除されている。この判例は、最近の判例⁽¹²⁾でも再確認されている。なお、通訳は宣誓しなければならず、偏見をもって不公平な通訳をした場合には証拠能力が否定される⁽¹³⁾が、こうした予断、偏見の立証責任は、異議をとなえる被告人の側にあるとされるのであり、法廷で具体的に偏見の有無を指摘するのは容易なことではないように、通訳人との間の感情的なトラブルが生じることにもなりかねない。したがって、偏見の存在を理由にした通訳人の忌避は、実際には簡単ではない⁽¹⁴⁾。

- (一) *People v. Von Mullendorf*, 110 Cal. App. 2d 286, 246 P.2d 403 (1952); *People v. Estany*, 210 Cal. App. 2d 609, 26 Cal. R. 757 (1962).
- (二) *State v. Masato Karumai*, 101 Utah 592, 126 P.2d. 1047 (1942).
- (三) *People v. Pelegri*, 39 Ill. 2d 568, 237 N.E.2d 453 (1968); *Qualls v. Anchorage*, 378 P. 2d 405 (1963); *People v. Maurantonio*, 8 Ill. 2d 60, 132 N.E.2d 515 (1956); *People v. Soldat*, 32 Ill. 2d 478, 207 N.E.2d 449; *Duroff v. Commonwealth*, 192 Ky. 31, 232 SW 47 (1921).
- (四) *Schiaffino v. The Jacob Brandon*, 33 F. 160.
Jones on Evidence (Sixth Edition), Vol.3 p. 473.
- (五) *Prince v. Bevo*, 426 F.2d 875 (1970).

裁判を受ける権利と通訳を求める権利 (江橋)

- (9) Kley v. Abell, 483 SW2d 625 (1972).
- (7) Lujin v. U. S., 209 F. 2d 190 (1953).
- (8) Kay v. State, 260 Ark. 681, 543 SW2d 479 (1976).
- (6) Kotas v. Commonwealth, 565 SW2d 445 (1978).
- (10) La Count v. State, 237 Ga 181, 227 SE2d 31 (1976); People v. Torres, 18 Ill. App. 3d 921, 310 NE2d 780 (1974); State v. Corin, 39 Or. App. 507, 592 P. 2d 1057 (1979).
- (11) Mislik v. State, 184 Ind. 72, 110 NE 551 (1915).
- (12) Gonzales v. State, 372 A2d 191 (1977).
- (13) Euberwey v. La Compagnie Generale Transatlantique, 35 F. 530.
- (14) Annotation: Disqualification, for bias, of one offered as interpreter of testimony, 6 ALR 4th 158.

〈参考〉

アメリカの一九八八年法廷通訳法（見出しのへ）部分（訳者の挿入）

一八二七 合衆国裁判所の通訳

(a) 〈法廷通訳人認定制度の活用促進の計画〉

合衆国裁判所事務局長は、合衆国を当事者とする裁判手続きにおいて認定法廷通訳人及び他の資格通訳人の使用が促進される計画をたてなければならない。

(b) 〈法廷通訳人の認定制度、その他の資格通訳者、通訳人リスト、報酬額〉

(一) 事務局長は、合衆国を当事者とする裁判手続きにおいて、聴覚障害者（発声障害の有無を問わない）またはもっばらないし主として英語以外の言語を話す者のために法廷通訳人の認定制度が必要であると思料するときは、認定に関する規定を定め、通訳人の適否を判断し、認定しなければならない。

事務局長は、とくにある特定の言語について法廷通訳人の需要があると自ら思料するときは、いかなる言語であっても法廷通訳人の認定を行うことができる。合衆国司法会議から特定の言語について法廷通訳人を認定するように求められたときは、事務局長は当該言語について通訳人の認定を行わなければならない。

巡回裁判区の司法委員会から特定の言語について法廷通訳人を認定するように求められ、合衆国司法会議がそれを承認したときは、事務局長は当該巡回裁判区内で使用される通訳人の認定を行わなければならない。

巡回裁判区の司法委員会は、管轄区域内の各地域における法廷通訳人の需要を調査確認し、集計しなければならない。事務局長は、基準（学歴、訓練、経験など）と関連させた実技試験の結果を基礎にして法廷通訳人の認定を行わなければならない。事務局長は、本法施行後一年以内に本項を実施するための規則を制定しなければならない。

(二) 本法による法廷通訳人としての認定を受けていない他の資格通訳者を法廷通訳人として使用できるのは、本項(一)による法廷通訳人の認定制度がなお実施されていない言語の事件、その他認定法廷通訳人が本法(d)項にいう合理的な範囲内で利用できない場合に限られる。

事務局長は、本法の対象となるすべての司法手続きにおいて最高水準の正確さが維持されるよう、裁判所が資格通訳者を法廷通訳人に選抜する際のガイドラインを設定しなければならない。

(三) 事務局長は、認定法廷通訳人およびその他の資格通訳者をすべて網羅するリストを作成、管理し、合衆国を当事者とする裁判手続きにおいて認定法廷通訳人及びその他の資格通訳者の各々が使用された事例及び認定法廷通訳人の認められた言語について、定期に報告しなければならない。事務局長は、合衆国を当事者とする裁判手続きで使用された認定法廷通訳人及びその他の資格通訳者に対する合理的な報酬額を定め、これを定期的に再評価しなければならない。この際には、事務局長は、他の政府機関での同種の作業への一般的な報酬額を考慮しなければならない。

(c) へ法廷通訳人のリストの整備、服務の管理

(一) 連邦地方裁判所は、書記官室の保管する書類として、また検察官は書類として、本法(b)項にしたがって事務局長が認定した法廷通訳人をすべて登録したリストを管理しなければならない。書記官は、要求のあったときに認定法廷通訳人リストが利用できるように整備しておかなければならない。

(二) 合衆国を当事者とする裁判手続きで認定法廷通訳人ないしその他の資格通訳者が必要とされたときは、通訳人の服務の管理については、裁判所書記官ないし裁判長によって任命された他の職員が責任を負う。但し、政府側の証人に関して連邦検察官が通訳服務の管理の責任を負う場合はこの限りでない。

(d) へ法廷通訳人の使用、テープレコーダー録音

(一) 合衆国を当事者とする裁判手続きの裁判長は、自身の発意あるいは訴訟当事者の申し立てにより、訴訟当事者（刑事事件の弁護

裁判を受ける権利と通訳を求める権利（江橋）

人を含む) または証人が、

(A) もっぱらまたはほとんど英語以外の言語を話すか、

(B) 聴覚障害(同時に発声障害を持つかどうかに関わらない)を行っており、

そのために、訴訟当事者として訴訟手続きの理解や、弁護人または裁判長との連絡が妨げられるにいたっているか、あるいは、証人として尋問の内容理解や証言の遂行が妨げられていると判断するときは、合衆国裁判所事務局長の援助のもとで、もつとも適切な認定法廷通訳人、あるいはそれが欠けたときにはその他の資格通訳者に通訳業務を行わせなければならぬ。

(二) 当事者が請求した場合には、裁判長は、本法によって通訳が使用されている司法手続きにおいてテープレコーダーの録音を行うよう命じるか否かを決定しなければならない。この決定の際には、当該の法廷通訳人の資質及び司法手続きでの法廷通訳経験の有無、法廷通訳の認定制度の導入されていない言語であるか否か、手続きの複雑性ないし長期性、などに配慮しなければならない。起訴陪審手続きにおいて被告発者が請求した場合は、裁判長は、手続きの中で法廷通訳人が使用された部分の録音を命じなければならない。

(c) へ適切な通訳人の罷免、裁判長による不当な通訳採用拒否の場合の措置

(一) 法廷通訳人が、裁判長、連邦検察官、当事者(刑事事件の弁護人を含む)または証人と十分に意思疎通ができていないときは、裁判長は、この者を罷免し、本法に基づいて新しい法廷通訳人を確保しなければならない。

(二) 合衆国を当事者とする裁判手続きで、裁判長が本項(d)による法廷通訳人の選任を行わないときは、法廷通訳人の配備を請求した者は、認定法廷通訳人の助力を得るように法廷書記官ないし合衆国裁判所事務局長に援助を求めることができる。

(f) へ権利の放棄、私選通訳、費用負担

(一) 本法(d)項により法廷通訳人を求めることのできる者は、通訳を受ける権利を一部分ないし全部放棄することができる。ただし、証人はこの限りでない。この通訳人の放棄は、その者が弁護人らと協議する機会を与えられ、また、裁判長から、もつとも適切な認定法廷通訳人、またそれが合理的に確保できないときは裁判長が決定するところにより他の資格通訳者の通訳を活用すること、この権利を放棄することの性質と効果について説明されたあとで、記録上明示されて放棄されたときにはじめて効力を生じる。

(二) 本項(一)で通訳を受ける権利を放棄した者は、自ら選択して、資格外の通訳者を活用することができ、その通訳者の報酬、経費は、(d)項による法廷通訳人の報酬、経費と同額とする。

(g) へ費用負担、自己負担の法廷通訳

(一) 認定法廷通訳制度及びその他の資格通訳者の活用の計画をたて、その他本法の規定を執行するに要する費用の支出は、本項

(三) を別として、連邦裁判所の権限であり、裁判所事務局長によって支払われる。

(二) 本法の諸規定の執行は、本法の目的を遂行するための適切な財源が利用可能であることを条件とする。

(三) 政府側証人（起訴陪審手続きにおける者も含む）に要した報酬、費用、支出、経費は、本項（四）によって行われたものでなければ、司法省予算のうちから検事総長によって支払われる。

(四) いかなる裁判であれ、本法（d）項による法廷通訳の使用を否定された当事者が請求した場合には、法廷の書記官ないし裁判長によって任命された他の職員は、可能であれば、その者の費用負担による法廷通訳の使用を可能にしなければならない。その際に、予測される費用の予納を求めることができる。

(五) 本法によって集められた金はいずれも、本法の執行に必要な経費の支払いに充当することができる。

(h) 〈支出の承認〉

裁判長は、本法（b）（3）により事務局長が定めた表の基準にしたがって、法廷通訳の報酬、経費の支給を承認しなければならない。

(i) 〈用語の定義・裁判長〉

本法にいう「裁判長」とは、連邦地方裁判所のすべての裁判官、倒産手続きの裁判官、合衆国行政長官及び起訴陪審手続きが連邦検査官の主催で行われる場合の連邦検査官を指す。

(j) 〈用語の定義・合衆国を当事者とする裁判手続き〉

本法にいう「合衆国を当事者とする裁判手続き」とは、連邦地方裁判所で行われたか、あるいは、その裁判権と管轄に属するあらゆる民事及び刑事の裁判をさし、これには、予審手続きないし起訴陪審手続き（及び合衆国の名前で関係者が行うヘイビアス・コーパス手続き）を意味する。また、「連邦地方裁判所」とは、本編第五章によって設立された地方裁判所の管轄区域のなかにあって、連邦議会の法律でその権限のいずれの部分であれ賦与されたあらゆる裁判所を指す。

(k) 〈通訳の方法、特別通訳サービス〉

認定法廷通訳人ないしその他の資格通訳者が本法に基づいて行う通訳は、裁判長が、自己の判断または当事者の申し立てにより、意見を聞いたうえで裁判の効率的な運営のために同時通訳ないし逐語通訳のいずれかで行うことを命じない限り、合衆国を当事者とする裁判手続きのいかなる当事者にも同時通訳で行われ、証人には逐語通訳で行われる。裁判長は、自己の判断ないし当事者の申し立てにより、本編一八二八の「特別通訳サービス」（多数当事者裁判での同時通訳サービス）が裁判の効率的な運営を助けると判断したときは、これの使用を命じることができる。

裁判を受ける権利と通訳を求める権利（江橋）

一八二八 特別通訳サービス——（略）——